

## 1.9 公害の状況

### (1) 大気汚染

調査対象地域における大気汚染常時監視測定局等の位置は図 3.2.12 に、大気汚染の測定結果は表 3.2.20 に、大気汚染の環境基準の適合状況は表 3.2.21 に示すとおりである。

平成 23 年度において、両測定局とも二酸化窒素、二酸化硫黄については環境基準を達成しているが、浮遊粒子状物質については平塚市神田小学校で 1 時間値が短期的評価の環境基準を達成していない。さらに、光化学オキシダントについては、両測定局で環境基準を達成していない。

また、調査対象地域の大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の年平均値の推移は、図 3.2.13(1)～(3)に示すとおりである。

表 3.2.20 大気汚染の測定結果（平成 19～23 年度）

測定項目		測定局		一般局								
		平塚市神田小学校					伊勢原市役所					
		H19	H20	H21	H22	H23	H19	H20	H21	H22	H23	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	年平均値(ppm)	0.021	0.020	0.020	0.019	0.018	0.020	0.018	0.017	0.017	0.016	
	日平均値の年間 98%値(ppm)	0.038	0.035	0.036	0.035	0.036	0.038	0.033	0.031	0.032	0.032	
浮遊粒子状 物質 (SPM)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.029	0.028	0.025	0.021	0.021	0.018	0.019	0.021	0.023	0.021	
	日平均値の年間 2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	0.063	0.060	0.054	0.051	0.050	0.045	0.045	0.042	0.052	0.047	
	1 時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	0.128	0.121	0.204	0.145	0.235	0.237	0.124	0.248	0.111	0.126	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	年平均値(ppm)	0.001	0.002	0.001	0.000	0.000	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	
	日平均値の年間 2%除外値(ppm)	0.002	0.004	0.003	0.001	0.001	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006	
	1 時間値の最高値(ppm)	0.019	0.021	0.008	0.005	0.020	0.032	0.025	0.018	0.041	0.016	
一酸化炭素 (CO)	年平均値(ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	日平均値の年間 2%除外値(ppm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
光化学 オキシダント (Ox)	年平均値(ppm)	0.029	0.029	0.029	0.028	0.027	0.031	0.031	0.030	0.032	0.030	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と 時間数	日	88	78	88	67	53	94	90	77	89	87
		時間	460	455	452	319	217	570	533	422	509	465
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日数	5	3	1	4	1	7	3	1	7	3		

出典：「平成 19 年度 神奈川の大気汚染」（平成 21 年 2 月 神奈川県）  
「平成 20 年度 神奈川の大気汚染」（平成 21 年 12 月 神奈川県）  
「平成 21 年度 神奈川の大気汚染」（平成 22 年 12 月 神奈川県）  
「平成 22 年度 神奈川の大気汚染」（平成 23 年 12 月 神奈川県）  
「平成 23 年度 神奈川の大気汚染」（平成 25 年 1 月 神奈川県）

表 3.2.21 大気汚染の環境基準の適合状況（平成 23 年度）

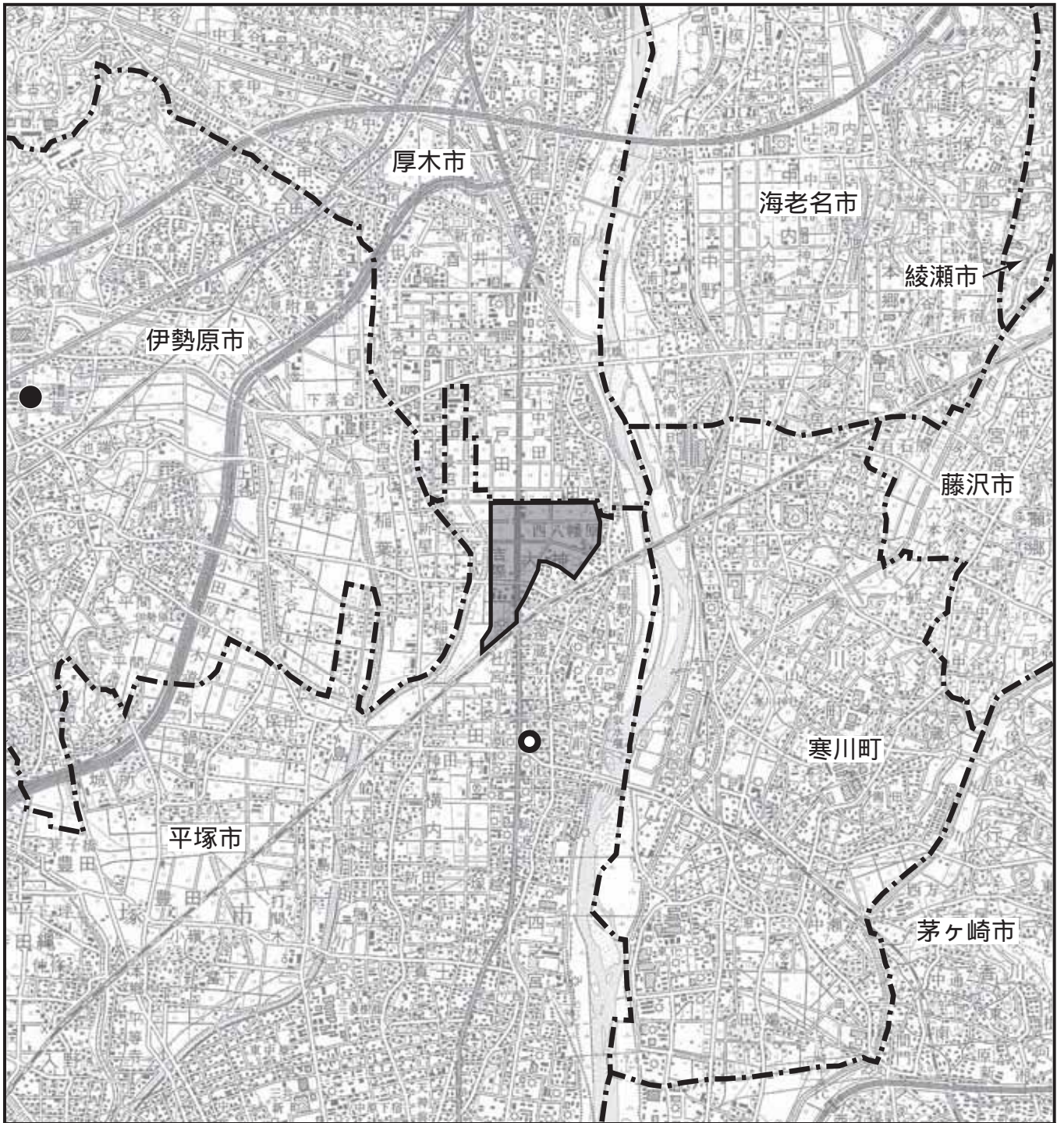
項目	環境基準 (長期的評価及び短期的評価の内容)		一般環境大気測定局	
			平塚市 神田小学校	伊勢原市役所
			住所： 平塚市田村 6-1-1	住所： 伊勢原市田中 348
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること。		○	○
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を越える日が 2 日以上連続しないこと。	○	○
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日で 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を越える日が 2 日以上連続しないこと。	○	○
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日で 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	×	○
光化学 オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。		×	×

注) 1.○・・・NO<sub>2</sub> : 環境基準を達成。

SO<sub>2</sub> : 長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成。

SPM : 平塚市神田小学校は長期的評価の環境基準を達成するが、短期的評価の環境基準は未達成。  
伊勢原市役所は長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成。

2.×・・・光化学オキシダント : 環境基準を未達成。



凡 例

■ : 実施区域

--- : 市町境

○ : 一般環境大気測定局及び気象観測地点  
(平塚市神田小学校)

● : 一般環境大気測定局(伊勢原市役所)

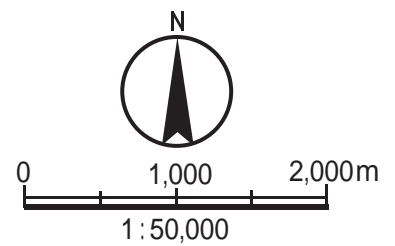


図3.2.12  
大気汚染常時監視測定局等位置

資料) 神奈川県環境科学センター「平成23年度 神奈川の大気汚染」(平成25年1月)

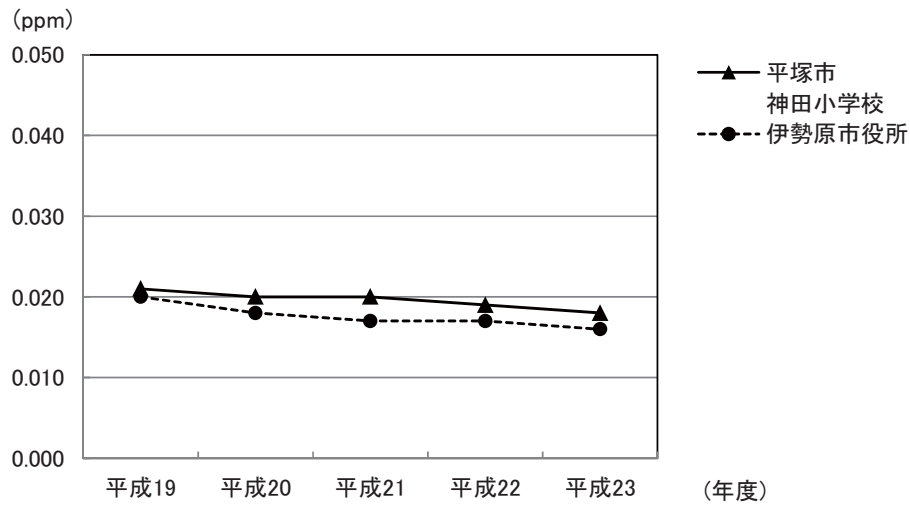


図 3. 2. 13 (1) 二酸化窒素の経年変化 (年平均値)

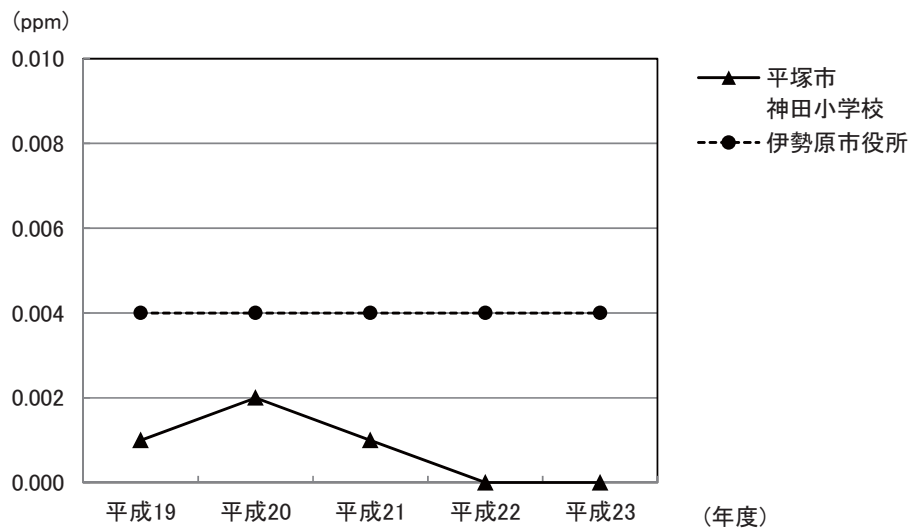


図 3. 2. 13 (2) 二酸化硫黄の経年変化 (年平均値)

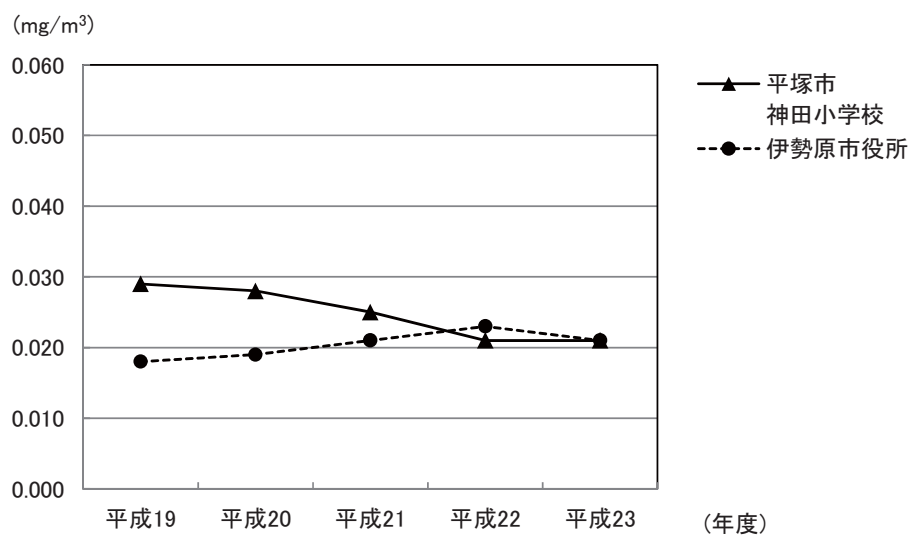


図 3. 2. 13 (3) 浮遊粒子状物質の経年変化 (年平均値)

(2) 水質汚濁

① 公共用水域の水質

調査対象地域では、生活環境項目、健康項目ともに、相模川、玉川、永池川、目久尻川の各河川につき1地点の合計4地点で水質調査が実施されている。

調査対象地域における公共用水域の水質調査地点の位置は図3.2.7に、生活環境項目の測定結果(年平均値)は表3.2.22(1)~(2)に、健康項目の測定結果(年平均値)は表3.2.22(3)に示すとおりである。

相模川は、城山ダムから寒川取水堰までは、環境基準のA類型に指定されている。生活環境項目では、新竹沢橋の浮遊物質量が減少傾向にあり、その他の地点のその他の項目は概ね横ばい傾向である。平成23年度においては、大腸菌群数について全ての地点において環境基準値を上回っていた。また、新竹沢橋では浮遊物質量が、環境基準値を上回る年度があったが、平成23年度は環境基準値を下回っていた。

生活環境項目の全亜鉛及び健康項目については、平成23年度において全ての調査地点で環境基準値を下回っていた。

表3.2.22(1) 水質汚濁の測定結果(平成19~23年度 生活環境項目:年平均値)

河川名	測定地点名	調査主体者	年度	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(mg/L)	浮遊物質量(mg/L)	溶存酸素量(mg/L)	大腸菌群数(MPN/100mL)	水域類型
相模川	寒川取水堰(上)	神奈川県	H19	7.8	1.0	6	10.0	1.2×10 <sup>4</sup>	A 類型
			H20	8.0	0.7	6	10.2	6.1×10 <sup>3</sup>	
			H21	8.0	0.8	4	10.1	6.2×10 <sup>3</sup>	
			H22	7.9	0.7	4	10.2	6.7×10 <sup>3</sup>	
			H23	8.0	0.7	6	10.2	1.3×10 <sup>4</sup>	
玉川	相川水位観測所	厚木市	H19	8.0	1.6	6	9.9	3.4×10 <sup>4</sup>	(A 類型)
			H20	7.9	1.4	7	9.7	1.9×10 <sup>4</sup>	
			H21	7.9	1.5	3	9.7	2.9×10 <sup>4</sup>	
			H22	7.9	1.8	5	9.6	1.7×10 <sup>4</sup>	
			H23	7.9	1.6	5	9.6	1.9×10 <sup>4</sup>	
永池川	新竹沢橋	神奈川県	H19	7.6	1.5	29	8.8	3.1×10 <sup>4</sup>	(A 類型)
			H20	7.5	2.0	18	8.5	5.1×10 <sup>4</sup>	
			H21	7.7	1.7	12	8.9	3.4×10 <sup>4</sup>	
			H22	7.5	1.5	11	9.8	2.0×10 <sup>4</sup>	
			H23	7.7	2.0	9	10.0	4.6×10 <sup>4</sup>	
目久尻川	河原橋	神奈川県	H19	7.7	1.9	11	7.8	8.2×10 <sup>4</sup>	(C 類型)
			H20	7.6	1.5	9	8.0	6.5×10 <sup>4</sup>	
			H21	7.8	2.0	8	7.9	8.8×10 <sup>4</sup>	
			H22	7.6	1.9	10	8.5	5.7×10 <sup>4</sup>	
			H23	7.8	1.7	7	8.9	2.6×10 <sup>4</sup>	
環境基準(A 類型)				6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	—
環境基準(C 類型)				6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—

注) 1. 「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)では、国及び都道府県知事が生活環境の保全に関して公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して水域類型の指定を行っている。河川では6類型(AA,A,B,C,D,E)に分けられている。

2. 相模川以外は類型指定されていないため、水域類型の( )は流入先の相模川本川の類型による。

資料) 神奈川県環境科学センター「平成19~23年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成20~24年)

表 3. 2. 22 (2) 水質汚濁の測定結果（平成 19～23 年度 生活環境項目：年平均値）

河川名	測定地点名	調査主体者	年度	全亜鉛 (mg/L)	水域類型
相模川	寒川取水堰 (上)	神奈川県	H19	0.004	生物 B 類型
			H20	0.010	
			H21	0.007	
			H22	0.006	
			H23	0.006	
玉川	相川水位観測所	厚木市	H19	0.009	(生物 B 類型)
			H20	0.008	
			H21	0.009	
			H22	0.007	
			H23	0.004	
永池川	新竹沢橋	神奈川県	H19	0.008	(生物 B 類型)
			H20	0.021	
			H21	0.009	
			H22	0.010	
			H23	0.011	
目久尻川	河原橋	神奈川県	H19	0.019	(生物 B 類型)
			H20	0.029	
			H21	0.018	
			H22	0.019	
			H23	0.021	
環境基準（生物 B 類型）				0.03 以下	—

注) 1.水生生物の保全に係る水質環境基準は、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として水域類型ごとに設定され、河川では 4 類型（生物 A,生物特 A,生物 B,生物特 B）に分けられている。

2.相模川以外は類型指定されていないため、水域類型の（ ）は流入先の相模川本川の類型による。

資料) 神奈川県環境科学センター「平成 19～23 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 20～24 年）

表 3.2.22(3) 水質汚濁の測定結果（平成 23 年度 健康項目：年平均値）

単位：mg/L

項目	寒川 取水堰（上） （相模川）	相川 水位観測所 （玉川）	新竹沢橋 （永池川）	河原橋 （目久尻川）	環境基準
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003mg/L 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/L 以下
ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと
PCB	ND	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルプ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
ふっ素	<0.08	0.21	<0.08	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	<0.02	0.03	0.02	0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.2	1.7	1.9	5.1	10mg/L 以下

資料) 神奈川県環境科学センター「平成 23 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 24 年 10 月)

## ② 地下水汚染

実施区域の周辺地域における平成 23 年度の地下水水質測定結果は表 3.2.23 に、そのメッシュ調査位置は図 3.2.14 に示すとおりである。

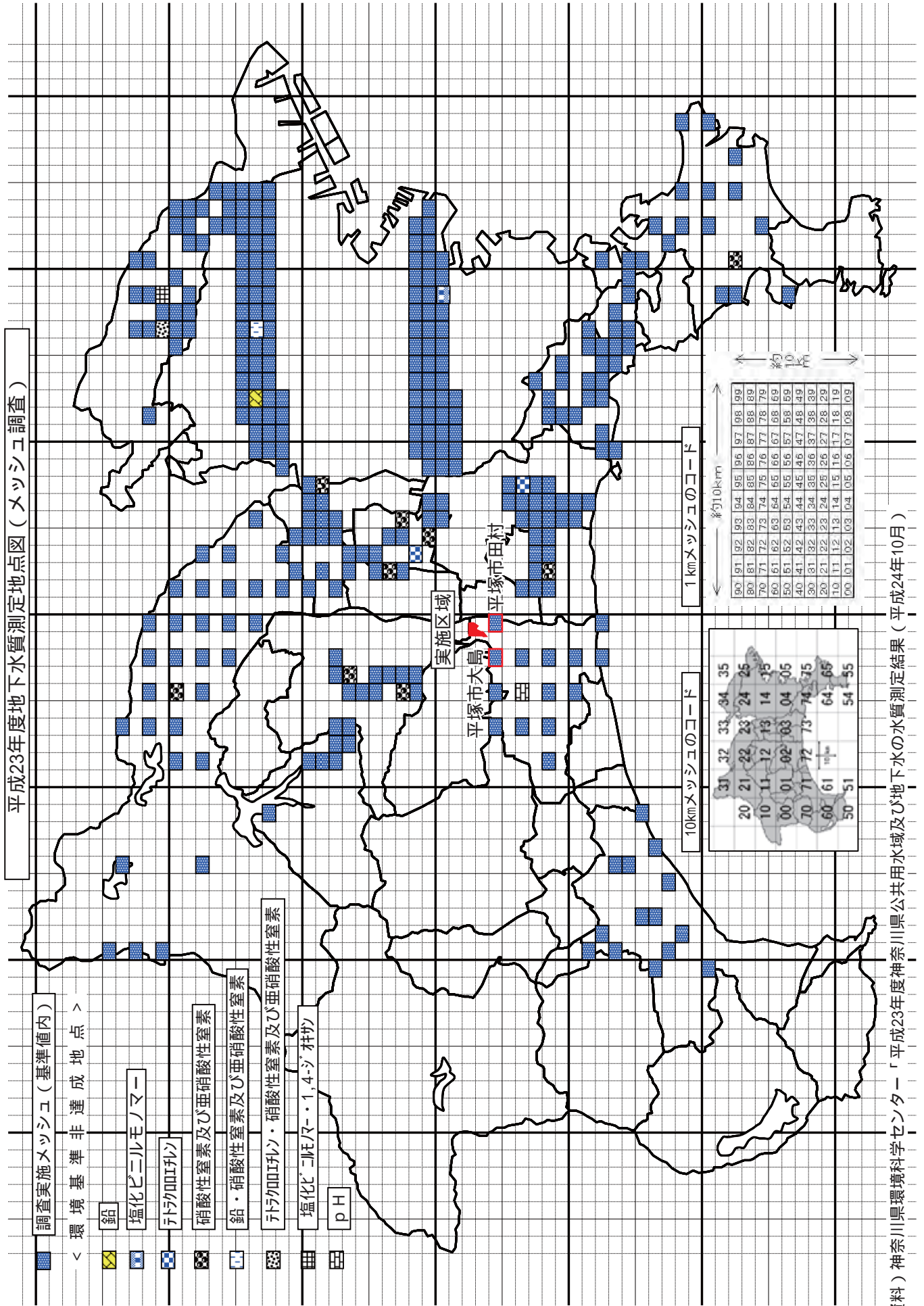
平成 23 年度の地下水水質測定結果では、全ての地点において、環境基準値を下回っていた。

表 3.2.23 地下水水質測定結果（平成 23 年度・メッシュ調査）

項目	地 点	平塚市 大島	平塚市 田村	環境基準
カドミウム		<0.001	<0.001	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛		<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.02	<0.02	0.05mg/L 以下
ヒ素		<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		-	-	検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー		<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		<0.008	<0.008	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルプ		<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		<0.10	2.6	10mg/L 以下
ふっ素		0.13	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素		<0.02	0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

資料) 神奈川県環境科学センター「平成 23 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」  
(平成 24 年 10 月)





資料) 神奈川県環境科学センター「平成23年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成24年10月）」

図3.2.14 メッシュ調査位置図

### (3) 土壌汚染

実施区域の位置する平塚市における土壌汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日施行）第 5 条第 1 項の規定に基づく区域として、平成 25 年 10 月 22 日現在で要措置区域として指定された区域は 1 ヶ所であり、「平塚市南原一丁目 315 番 1 の一部、315 番 3 の一部、面積 159.2m<sup>2</sup>、平成 24 年 2 月 27 日指定」において、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が溶出量基準に適合しない特定有害物質となっている。また、平成 25 年 10 月 22 日現在で形質変更時要届出区域として指定された区域は 16 ヶ所となっている。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、特定有害物質使用事業所の廃止時や土地の区画形質の変更を実施する時には、土壌調査等の実施が義務づけられている。平塚市における同条例に基づく廃止時調査により公表の対象となっている土地は、平成 25 年 9 月 26 日現在で平塚市堤町 3-11(平成 25 年 4 月 18 日指定)の事業所跡地の 1 ヶ所である。

### (4) 騒音

調査対象地域における騒音調査地点は、図 3.2.15 に示すとおりである。

調査対象地域における道路交通騒音の測定結果は表 3.2.24 に、航空機騒音の測定結果は表 3.2.25 に、環境騒音の測定結果は表 3.2.26 に示すとおりである。

道路交通騒音の測定結果は、地点番号 1 及び 2 の地点で夜間に、3 の地点で昼間、夜間ともに環境基準値を上回っていた。

航空機騒音の測定結果は、平成 23 年度及び平成 24 年度ともに環境基準を達成していた。

環境騒音の測定結果は、夜間において環境基準値を上回っていた。

表 3.2.24 道路交通騒音の測定結果（平成 23 年度）

地点番号	道路名	測定場所	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)	地域類型
1	国道 129 号	平塚市田村六丁目	昼間	70	70 以下	幹線交通を担う道路に近接する空間
			夜間	67	65 以下	
2	県道 44 号 (伊勢原藤沢)	平塚市横内	昼間	70	70 以下	
			夜間	66	65 以下	
3	県道 47 号 (藤沢平塚)	平塚市田村五丁目	昼間	71	70 以下	
			夜間	67	65 以下	
4	県道 46 号 (相模原茅ヶ崎)	寒川町宮山*	昼間	69	70 以下	
			夜間	63	65 以下	

注) 1.時間区分のうち、「昼間」は 6 時～22 時、「夜間」は 22 時～翌 6 時を示している。

2.\*測定場所は中央公園県道側

3.地域類型：「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）では、地域の類型及び時間の区分ごとに等価騒音レベルによる基準値が定められている（類型あてはめ）。地域類型のあてはめは、都道府県知事が行うことになっている。調査地点の地域類型は、道路に面する地域の「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当する。

資料) 平塚市環境部環境保全課「ひらつか環境測定レポート（平成 23 年度）」（平成 24 年 8 月）

寒川町町民環境部環境課

「平成 23 年度版寒川町環境報告書及び地球温暖化対策推進実行計画報告書」（平成 24 年 11 月）

表 3.2.25 航空機騒音の測定結果

地点番号	測定場所	年度	最高音 (dB)	WECPNL	測定回数	1日平均の測定回数	環境基準 (WECPNL)	地域類型
5	杉久保小学校	H23	102	67	4,260	12	70 以下	I
		H24	103	66	4,543	12		

注) 1.WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル

2.測定回数：70dB以上の音が5秒以上継続した回数

3.地域類型：「環境基本法」に基づく基準で、航空機騒音に係る基準（昭和48年環境省告示154号）では、地域の類型ごとにWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）による基準値が定められている（類型あてはめ）。地域類型のあてはめは、都道府県知事が行うことになっている。調査地点は地域類型「I」に該当する。

資料) 海老名市財政部企画財政課ホームページ「平成23～24年度 航空機騒音測定状況（月別）」

表 3.2.26 環境騒音の測定結果（平成12年度）

地点番号	測定場所	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)	地域類型
6	厚木市戸田1406-2 市立中戸田老人いこいの家	昼間	54	55 以下	B 類型 (一般地域)
		夜間	46	45 以下	

注) 地域類型：「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）では、環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに等価騒音レベルによる基準値が定められている（類型あてはめ）。地域類型のあてはめは、都道府県知事が行うことになっている。調査地点の地域類型は、一般地域の「B 類型」に該当する。

資料) 厚木市環境みどり部生活環境課

「平成24年度版 環境の概要～公害編 平成23年度調査結果～」(平成25年4月)

### (5) 振動

調査対象地域における振動調査地点は図3.2.15に、調査対象地域における道路交通振動の測定結果は表3.2.27に示すとおりである。

全ての調査地点で道路交通振動の要請限度を下回っていた。

表 3.2.27 道路交通振動の測定結果（平成23年度）

地点番号	道路名	測定場所	時間区分	振動レベル (dB)	要請限度値 (dB)	区域区分
1	国道129号	平塚市田村六丁目	昼間	45	65	第1種区域
			夜間	43	60	
2	県道44号 (伊勢原藤沢)	平塚市横内	昼間	53	65	第1種区域
			夜間	46	60	
3	県道47号 (藤沢平塚)	平塚市田村五丁目	昼間	40	70	第2種区域
			夜間	34	65	
4	県道46号 (相模原茅ヶ崎)	寒川町宮山*	昼間	39	65	第1種区域
			夜間	32	60	

注) 1.時間区分のうち、「昼間」は8時から19時、「夜間」は19時から翌8時を示している。

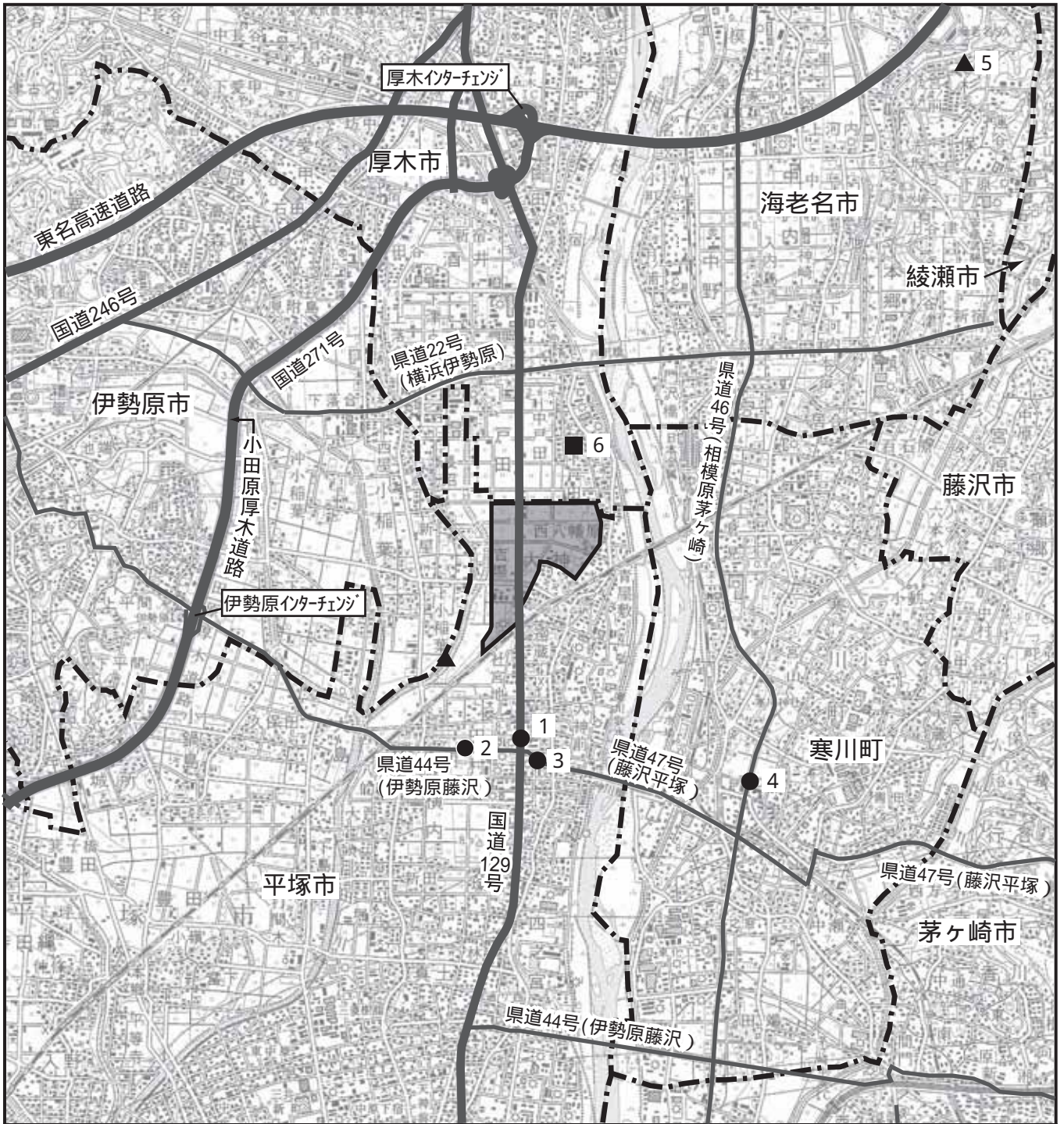
2.\*測定場所は中央公園県道側

3.区域区分：「振動規制法」（昭和51年法律第64号）では、都道府県知事が振動を規制する地域を指定し、区域区分を設け、道路交通振動に係る要請の限度を定めている。調査地点は区域区分「第1種区域」に該当する。

資料) 平塚市環境部環境保全課「ひらつか環境測定レポート（平成23年度）」(平成24年8月)

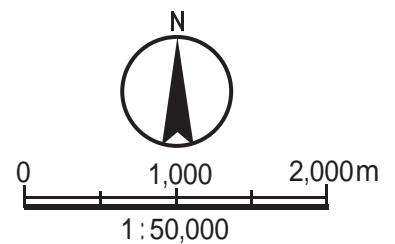
寒川町町民環境部環境課

「平成23年度版寒川町環境報告書及び地球温暖化対策推進実行計画報告書」（平成24年11月）



凡例

- : 実施区域
- : 市町境
- : 主な幹線道路
- : 道路交通騒音及び  
道路交通振動調査地点
- : 環境騒音調査地点
- : 航空機騒音調査地点



資料) 平塚市環境部環境保全課「ひらつか環境測定レポート(平成23年度)」(平成24年8月)  
 寒川町町民環境部環境課  
 「平成23年度版寒川町環境報告書及び地球温暖化対策推進実行計画報告書」  
 (平成24年11月)  
 厚木市環境部生活環境課  
 「平成23年度版 環境の概要～公害編 平成22年度調査結果」(平成24年3月)

図3.2.15  
騒音・振動調査地点位置

## (6) 地盤沈下

調査対象市町では、平塚市、厚木市、海老名市、茅ヶ崎市及び寒川町で地盤沈下の測定が行われており、その測定結果は表 3.2.28 に示すとおりである。

各市町ともに、調査年によりばらつきがあるものの、多くの調査地点で地盤沈下がみられた。なお、平成 23 年の調査結果は、東日本大震災が影響しているものと考えられ、海老名市の 1 地点を除くすべての水準点で 2cm 以上の沈下となっている。

標 3.2.28 地盤沈下の測定結果（平成 20～24 年）

項目 地域	調査年	調査水準点数	有効水準点数	沈下水準点				不動水準点数	隆起水準点数	調査面積 (km <sup>2</sup> )	沈下面積 (km <sup>2</sup> )
				合計	1cm 未満	1cm 以上 2cm 未満	2cm 以上				
平塚市	H20	128	126	83	83	0	0	0	43	67.88	-
	H21	128	128	1	1	0	0	0	127		-
	H22	128	128	128	128	0	0	0	0		-
	H23	128	125	125	0	0	125	0	0		67.88
	H24	48	48	47	47	0	0	1	0		0.00
厚木市	H20	33	32	13	13	0	0	2	17	13.86	-
	H21	33	32	0	0	0	0	0	32		-
	H22	33	31	31	30	1	0	0	0		0.02
	H23	33	32	32	0	0	32	0	0		13.86
	H24	33	33	11	11	0	0	0	22		0.00
海老名市	H20	94	75	19	19	0	0	4	52	26.48	-
	H21	91	81	50	50	0	0	3	28		-
	H22	94	83	58	58	0	0	3	22		-
	H23	94	83	82	0	0	82	0	1		26.31
	H24	94	81	35	35	0	0	5	41		0.00
茅ヶ崎市	H20	51	47	22	22	0	0	2	23	35.76	-
	H21	51	50	4	4	0	0	3	43		-
	H22	51	51	51	48	3	0	0	0		0.58
	H23	51	49	49	0	0	49	0	0		35.76
	H24	51	51	41	41	0	0	0	10		0.00
寒川町	H20	20	20	1	1	0	0	19	0	13.42	-
	H21	20	20	1	1	0	0	0	19		-
	H22	20	20	20	16	4	0	0	0		2.37
	H23	20	20	20	0	0	20	0	0		13.42
	H24	20	20	15	15	0	0	1	4		0.00

注) 1.有効水準点とは、前年の調査結果との比較が可能な点をいう。

2.沈下面積は、年間 1cm 以上の沈下地域を対象とした。

3.平成 23 年の調査結果には、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災が影響しているものと考えられる。

資料) 神奈川県環境農政局環境部大気水質課「平成 20～24 年神奈川県 地盤沈下調査地点」(平成 21～25 年)

また、実施区域周辺地域の南側約 2.5km に位置する四之宮観測井戸（平塚市）の地盤沈下変動量は、表 3.2.29 に示すとおりである。

平成 21 年度は両地点とも隆起していたが、平成 20 年度から平成 24 年度にかけて、四之宮観測井戸 A は 0.4～31.8mm、四之宮観測井戸 B は 1.0～26.7mm 地盤沈下している。近年 5 年間の変動量をみると、四之宮観測井戸 A は 37.2mm、四之宮観測井戸 B は 31.8mm 地盤沈下しており、特に平成 23 年度の東日本大震災の影響が大きいものと考えられる。

表 3.2.29 四之宮観測井戸における地盤沈下の測定結果（平成 20～24 年度）

単位：mm

観測井戸	調査年度	前年度比変動量 (mm)	5 年間の変動量 (mm)
四之宮 観測井戸 A	H20	-4.8	-37.2
	H21	+4.3	
	H22	-0.4	
	H23	-31.8	
	H24	-4.5	
四之宮 観測井戸 B	H20	-4.5	-31.8
	H21	+4.2	
	H22	-1.0	
	H23	-26.7	
	H24	-3.8	

注) 1.各年度の結果は、前年度の結果と比較した変動量である。

2.- (マイナス) の数値は、沈下していることを示す。

資料) 平塚市環境部環境保全課

「ひらつか環境測定レポート（平成 24 年度）」（平成 25 年 8 月）

### 1.10 公害苦情の状況

調査対象市町及び神奈川県における公害苦情の発生状況は、表 3.2.30(1)～(2)に示すとおりである。

平成23年度における平塚市の公害苦情件数は、騒音に係る苦情が33件と最も多く、次いで大気汚染に係る苦情が18件となっている。

表 3.2.30(1) 公害苦情の発生状況（平成23年度）

項目	平塚市	厚木市	伊勢原市	海老名市
大気汚染	18	25	51	61
水質汚濁	9	11	7	8
土壌汚染	-	1	-	-
騒音 (うち、カラオケ騒音)	33 (3)	32 (2)	20 (-)	47 (2)
振動	3	2	2	3
地盤沈下	-	-	-	-
悪臭	8	13	81	23
その他	3	2	2	4
合計	74	86	82	133

資料) 神奈川県統計センター「県勢要覧2012(平成24年度版)」(平成25年3月)

表 3.2.30(2) 公害苦情の発生状況（平成23年度）

項目	藤沢市	茅ヶ崎市	綾瀬市	寒川町	神奈川県
大気汚染	151	42	26	1	1,038
水質汚濁	-	2	1	-	182
土壌汚染	-	-	-	-	3
騒音 (うち、カラオケ騒音)	77 (4)	52 (1)	23 (1)	10 (-)	1,030 (71)
振動	8	2	5	5	156
地盤沈下	-	-	-	-	3
悪臭	24	9	15	37	463
その他	3	6	-	-	39
合計	263	113	70	53	2,904

資料) 神奈川県統計センター「県勢要覧2012(平成24年度版)」(平成25年3月)

### 1.11 関連法令等の指定・規制等

実施区域に係る関係法令による指定・規制等の状況は表 3.2.31(1)～(2)に、調査対象地域の土地規制の状況は図 3.2.16 に、自然環境保全地域等の指定状況は表 3.2.32 及び図 3.2.17 に、鳥獣保護区等の状況は表 3.2.33 及び図 3.2.18 に示すとおりである。

調査対象地域には自然環境保全地域が2ヶ所ある。また、調査対象地域には鳥獣保護区等の指定があり、現在、大部分が銃猟禁止区域となっている。

表 3.2.31(1) 実施区域に係る関係法令による指定・規制等

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定又は規制	
自然環境保全	自然環境保全法（昭和47年6月22日 法律第85号）	自然環境保全地域の指定	—	
	神奈川県自然環境保全条例（昭和47年10月21日 神奈川県条例第52号）	自然環境保全地域の指定	—	
	首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日 法律第101号）	近郊緑地保全区域等の指定	—	
	自然公園法（昭和32年6月1日 法律第161号）	自然公園区域の指定	—	
	神奈川県立自然公園条例（昭和34年4月1日 神奈川県条例第6号）	県立自然公園区域の指定	—	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日 法律第88号）	鳥獣保護区域等の指定	○	
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年1月13日 法律第1号）	歴史的風土保存区域等の指定	—	
	都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）	風致地区の指定	—	
	神奈川県風致地区条例（昭和45年3月31日 神奈川県条例第5号）	風致地区の指定	—	
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法（昭和43年6月10日 法律第97号）	ばい煙等の排出の規制 揮発性有機化合物の排出の規制 粉じんに関する規制 自動車排出ガスに係る許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日 法律第70号）	重点対策地区の指定	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	排煙の排出規制 粉じんに関する規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）	排出ガスに関する規制	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和45年12月25日 法律第138号）	公共用水域に排出される排出水の規制 排出水の地下浸透の規制	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	公共用水域に排出される排水の規制 排水の地下浸透の規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）	排水水に関する規制	○
	土壌汚染	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年12月25日 法律第139号）	農用地土壌汚染対策地域の指定	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	土地の区画形質の変更に伴う公害の防止等	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定	○
		土壌汚染対策法（平成14年5月29日 法律第53号）	要措置区域の指定 形質変更時要届出区域の指定	○
	騒音	騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）	特定工場等に関する騒音規制 特定建設作業に関する騒音規制 自動車騒音に係る許容限度等	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	工場騒音規制 深夜営業騒音規制	○
	振動	振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）	特定工場等に関する振動規制 特定建設作業に関する振動規制 道路交通振動に係る要請等	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日 神奈川県条例第35号）	工場振動規制	○

注) 環境基本法（平成5年 法律第91号）に基づく環境基準は、大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の汚染及び騒音について定められているが、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なり、維持されるべき環境の状態の目標として定められているものである。



表 3.2.31(2) 実施区域に係る関係法令による指定・規制等

分類		関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定又は規制
公害防止	地盤沈下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	地下水採取の指定地域の指定 地下水採取規制	○
		工業用水法（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号）	地下水の水源の保全 特定の地域の地盤沈下の防止等	—
	悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号）	悪臭原因物の排出の規制地域の指定	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成 9 年 10 月 17 日 神奈川県条例第 35 号）	悪臭発生作業に関する規制	○
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）	事業者の責務及び適切な処理等	○
文化財		文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）	国の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	○
		神奈川県文化財保護条例 （昭和 30 年 4 月 1 日 神奈川県条例第 13 号）	県の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	○
		平塚市文化財保護条例（昭和 32 年 10 月 2 日 条例第 23 号）	市の文化財等、史跡名勝天然記念物の指定	○
防災		砂防法（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）	砂防指定地の指定	—
		地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号）	地すべり防止区域の指定	—
		宅地造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日 法律第 191 号）	宅地造成工事規制区域の指定	—
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号）	急傾斜地崩壊危険区域の指定	—
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日 法律第 57 号）	土砂災害警戒区域の指定 土砂災害特別警戒区域の指定	—
その他		森林法（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号）	地域森林計画対象民有林の指定 保安林、特定保安林の指定 保安施設地区の指定	—
		都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）	都市計画区域等の指定 開発行為等の規制	○
		景観法（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号）	景観地区の指定等 開発行為等の規制	—
		神奈川県景観条例（平成 18 年 10 月 20 日 条例第 55 号）	基本方針の策定	○
		農業振興地域の整備に関する法律 （昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 58 号）	農業振興地域の指定	○

表 3.2.32 自然環境保全地域等の状況

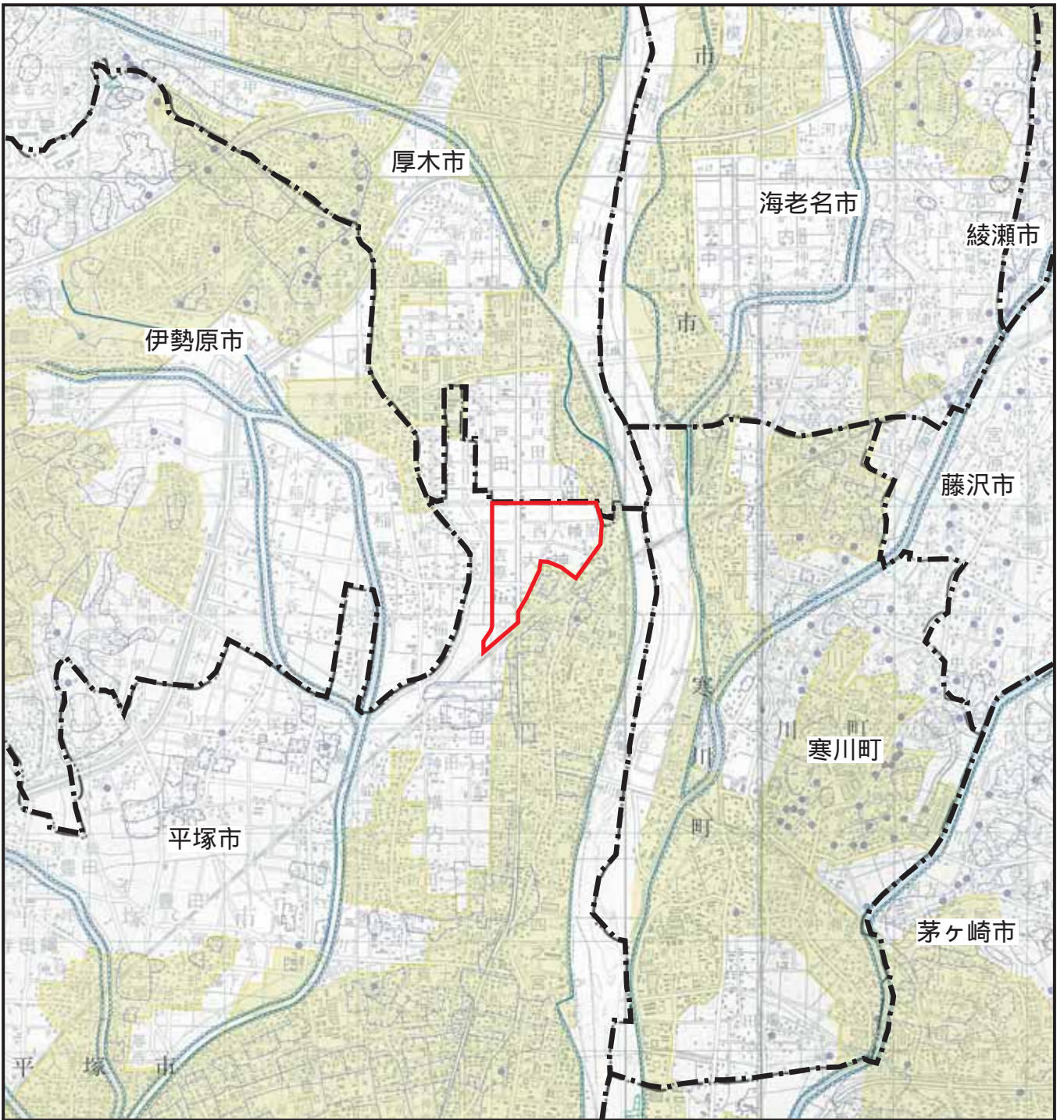
種別	名称	面積 (ha)
自然環境保全地域普通地区	寒川神社自然環境保全地域	4.4
	越山自然環境保全地域	6.7

資料) 神奈川県統計センター「県勢要覧 2012（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月）

表 3.2.33 特定猟具使用禁止区域の指定状況

番号	名称	面積 (ha)
7	寒川	1,342.0
17	伊勢原	1,971.7
18	平塚相模川	90.0
39	厚木	6,686.1
67	大島・大神	220.4

資料) 神奈川県「平成 24 年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」  
（平成 24 年 10 月）



凡 例

- : 実施区域
- : 市町境
- : 河川区域
- : 河川保全区域
- : 埋蔵文化財包蔵地
- : 保安林
- : 市街化区域

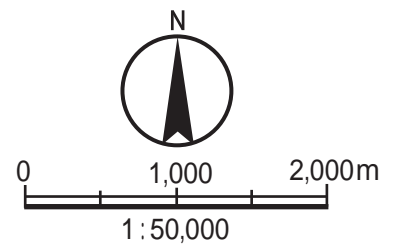
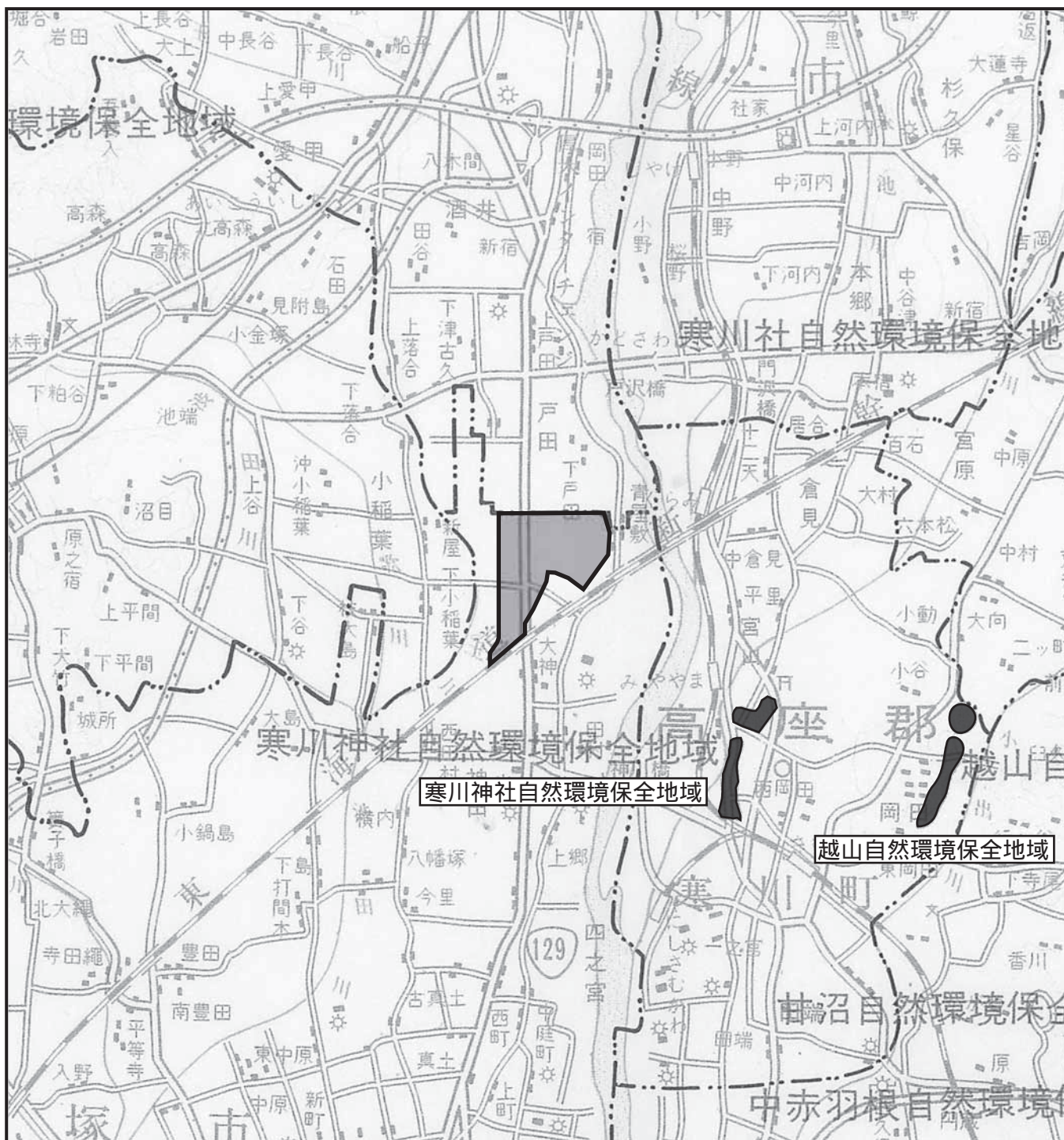


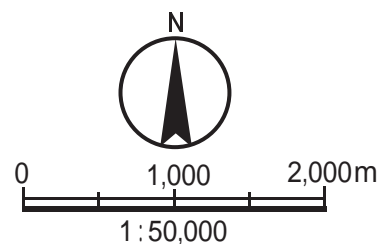
図3.2.16 土地規制図

資料) 神奈川県「神奈川県土地規制図 平成9年度版」(平成9年4月)



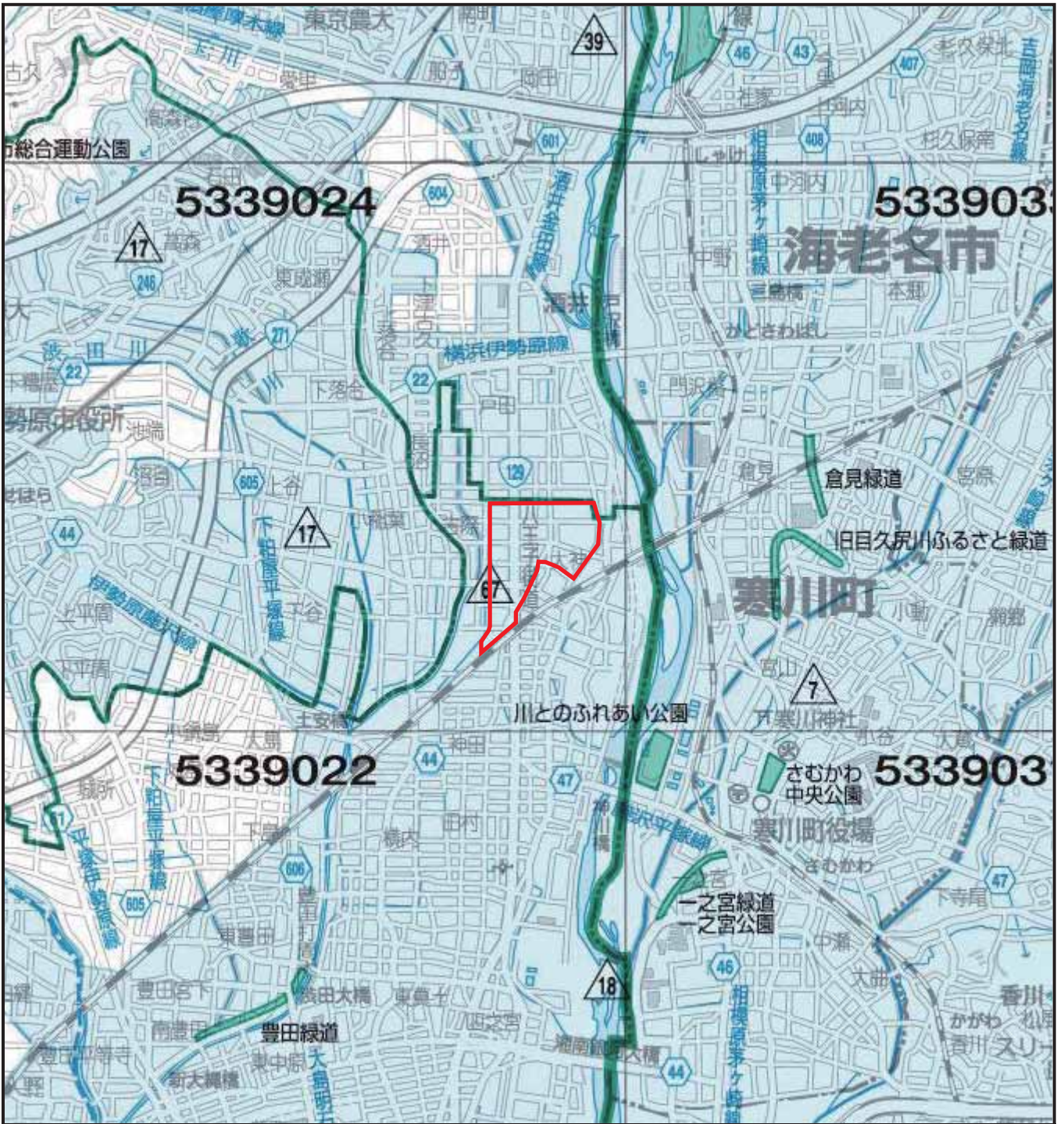
凡 例

- : 実施区域
- : 市町境
- : 自然環境保全地域普通地区



資料) 神奈川県「自然公園・自然環境保全地域等区域図」(平成7年3月)  
 神奈川県都市公園課・自然環境保全課  
 「神奈川県公園緑地等配置図」(平成23年9月)

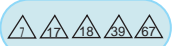
図3.2.17  
 自然環境保全地域等の位置



凡 例



: 実施区域



: 特定猟具使用禁止区域



: 主な都市公園

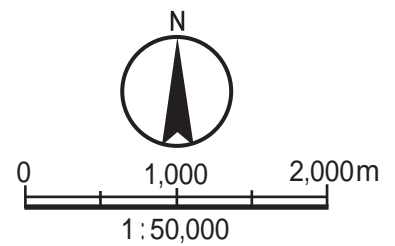


図3.2.18 鳥獣保護区位置

資料) 神奈川県「平成24年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」(平成24年10月)